

法定外災害補償給付規程

第1条(目的)

この規程は従業員の業務上災害および通勤上災害に関する法定外災害補償(上乘せ補償)の取扱いについて定める。

第2条(適用の範囲)

この規程は、パートタイマーを含むすべての従業員に適用する。

第3条(定義)

従業員の業務上災害および通勤上災害に対する法定外給付は次の通りである。

- 1) 休業補償給付
- 2) 死亡補償給付
- 3) 障害補償給付

第4条(業務災害・通勤災害の認定)

この規程の適用上、業務災害、通勤災害あるいは後遺障害等級、休業日数の認定等については、労災保険法を所轄する官庁の認定に従うものとする。

第5条(補償を受ける者)

この規程による補償の支払を受ける者は、死亡補償にあつては労働保険法による遺族補償の受給権者とし、障害補償および休業補償については被害を受けた者とする。

第6条(補償制限)

- 1) 従業員が故意に負傷、疾病、障害もしくは死亡またはその直後の原因となった事故を生じさせた場合は補償を行わない。
- 2) 傷病を受けた者が正当な理由なく療養に関する指示に従わず、負傷、疾病または障害を増進させもしくは回復を妨げた場合は補償を行わない。

第7条(休業補償)

従業員が業務上災害により休業したことにより給与を受けられない場合は、平均賃金の2割の休業補償を行う。ただし、補償は最大1,092日までとし、平均賃金の計算は政府労働災害保険の計算方式に準じる。

第8条(死亡補償)

従業員が業務上災害または通勤上災害により死亡した場合は次の通り死亡補償を行う。

死亡補償は後遺障害補償と重複支払は行わない。

	フルタイム労働者	パートタイム労働者
死亡補償額	10,000,000 円	5,000,000 円

第9条(後遺障害補償)

従業員が業務上災害または通勤上災害により後遺障害を負った場合は次の通り後遺障害補償を行う。後遺障害補償は死亡補償と重複支払は行わない。

障害区分	フルタイム労働者	パートタイム労働者	障害区分	フルタイム労働者	パートタイム労働者
1 級	10,000,000 円	5,000,000 円	8 級	4,000,000 円	2,000,000 円
2 級	10,000,000 円	5,000,000 円	9 級	3,000,000 円	1,500,000 円
3 級	10,000,000 円	5,000,000 円	10 級	2,000,000 円	1,000,000 円
4 級	8,000,000 円	5,000,000 円	11 級	1,000,000 円	500,000 円
5 級	7,000,000 円	3,500,000 円	12 級	500,000 円	250,000 円
6 級	6,000,000 円	3,000,000 円	13 級	300,000 円	150,000 円
7 級	5,000,000 円	2,500,000 円	14 級	200,000 円	100,000 円

第10条(第三者の行為による事故)

補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合にこの規程による補償を行ったときには、会社は、その価額の限度で補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2. 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者より同一事由につき損害賠償を受けたときは、会社はその価額の限度で補償義務を免れる。
3. ただし、特別の事情があり前2項の規程を適用することが適当でないと認められる場合にはこの限りではない。

第 11 条(民事賠償との関係)

会社は、この規定による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額において、民法による損害賠償の責を免れる。

(付則)

1. 本規程は総務部が主管する。
2. 本規程は、平成20年11月1日から施行する。

(付則)

1. 本規程は、平成22年4月1日から施行する。